

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等

及び

生産性向上特別措置法の先端設備等に係る

「工業会証明書」の発行について

標記「工業会証明書(生産性向上要件証明書)」の発行を希望される方は、以下の手順によりお申し込みください。

制度の概要は下記のホームページをご覧ください。

なお、当協会では制度の説明、解説は行っておりません。ご質問がある場合は、それぞれの「問い合わせ先」にご確認ください。

◆ 中小企業等経営強化法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

◆ 生産性向上特別措置法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

◆ 工業会等による証明書「生産性向上要件証明書」について

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

補足説明：中小企業等経営強化法と生産性向上特別措置法の様式は同一で、2枚発行する必要はありません（原本をコピーして対応できます）。

【証明書発行申請手続きと流れ】

- 証明書様式 Wordファイル
- チェックリスト Excelファイル
- 生産性根拠資料 様式自由

(注) 証明を行う工業会は、以下のホームページを参考にしてください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701kougyoulist.pdf>

1.資料の事前確認

上記証明書類を作成、用意し、まずはメール又はFAX等にて事前確認を受けてください。

【連絡先】 〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル10F 日本マテ

リアル・ハンドリング（MH）協会 税制担当：小川

TEL:03-3543-9335/FAX:03-3543-8970 E-mail : info@jmhs.gr.jp

2. 証明書発行の申請

証明書を発行できると確認された場合には、追ってお知らせいたします。手続きなどは担当者の指示に従ってください。

3. 手数料の納付と証明書発行

証明書の発行には手数料の納付が必要です。証明書と請求書を同封し郵送いたします。手数料を納付してください（銀行振込）。

【手数料】 ○会員 一件：1,000円/通 ○一般 一件：10,000円/通